

第 14 回
那賀 5 町合併協議会会議録

開会 平成 17 年 8 月 29 日 (月)

閉会 平成 17 年 8 月 29 日 (月)

那賀 5 町合併協議会

第 1 4 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 錄 索 引

議件番号	付 議 件 名	頁 数
	開 会	P 1
	会長挨拶	P 1
	会議録署名委員の指名	P 1
報告第36号	特別職報酬等小委員会での協議結果報告について	P 1
報告第37号	紀の川市市章選定小委員会での協議結果報告について	P 2
報告第38号	紀の川市指定金融機関の決定について	P 3
報告第39号	各調整項目の報告について	P 4
議案第22号	平成17年度那賀5町合併協議会補正予算(第1号)について	P 6
協議第52号	特別職報酬等小委員会の解散について	P 7
協議第53号	紀の川市市章選定について	P 8
協議第54号	那賀5町合併協議会の廃止について	P 12
	次回協議会の開催について	P 12
	その他	P 13
	閉 会	P 13

第14回那賀5町合併協議会会議録						
開催年月日	平成17年8月29日(月)					
開催場所	打田町保健福祉センター 4階 ホール田園					
開会及び閉会時間	開会 午後1時30分			閉会 午後2時51分		
会議録署名委員	上野富一		丸井幸次	議長	服部一	
出席並びに欠席委員 出席 35名 欠席 1名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	服部一	○	委員	原延治	○
	副会長	中村慎司	○	委員	黒田七郎	○
	副会長	大森道夫	○	委員	仮屋肇昇	○
	委員	根来公士	○	委員	岡田邦夫	○
	委員	藤永知宏	×	委員	藤田佐代子	○
	委員	東本耕輔	○	委員	山下忠男	○
	委員	榎本喜之	○	委員	千田弘	○
	委員	奥順司	○	委員	福原信行	○
	委員	上野富一	○	委員	宇田寛	○
	委員	南木和子	○	委員	津田愛珂	○
	委員	増田敏郎	○	委員	西平美和	○
	委員	箕輪光芳	○	委員	武部善次	○
	委員	杉原勲	○	委員	高田英亮	○
	委員	松井信雄	○	委員	竹村広明	○
	委員	大西洋太郎	○	委員	松浦猛	○
	委員	柳本益代	○	委員	河上泰三	○
	委員	東健兒	○	委員	田村美代子	○
	委員	丸井幸次	○	委員	堂本正秀	○
合併協議会幹事	打田町	総務課長	中井利明	企画室長	城口豊	
	粉河町	総務課長	宇野康夫	企画課長	服部恒幸	
	那賀町	企画室長	中谷裕亮	総務課長	鈴木年雄	
	桃山町	総務課長	竹中俊和	企画室長	吉田靖	
	貴志川町	総務課長	田村武	企画情報課長	西川繁	
和歌山県関係	那賀郡町村会事務局長		南貫児			
	県民行政部長		中前隆文	地域行政課長	稻葉信	
合併協議会 事務局	事務局長	奥谷敏夫	補佐	乾浩二		
	次長	栗山房大	補佐	栗本宗彦		
	総務課長	石脇順治	係長	松井孝作		
	調整課長	狭間秋友	係長	中村健		
	計画課長	岩坪純司				
	主幹	半田雅己				
	補佐	浅野徳彦				
	補佐	今城崇光				
会議の経過	別紙のとおり					

事務局（局長 奥谷敏夫）	<p>定刻の時間となりましたので、ただいまより、第14回那賀5町合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、暑さ厳しき折、また、何かとご多用のところご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきますが、委員の皆様方で本日の資料をお持ちでない方は、事務局までお申し出ください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>会議次第2、会長挨拶ということで、会長の服部よりご挨拶申し上げます。</p> <p>会長には、挨拶終了後、議長を務めていただき、議長進行方よろしくお願ひいたします。</p>
会長（服部一）	<p>開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>猛暑が連日続いておりましたけれども、やややわらいでまいりました。しかし、残暑厳しい日が続いております。秋風とともに虫の音も聞こえる頃となりました。大変行事の多い中、また、何かとご多用の中ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>大変長い間、この協議会発足以来、紀の川市の開庁に向けて日々近づいてまいりました。その間、大変委員の皆さん方、また協議会職員の皆さん方には大変なご努力をいただいてまいりました。一つひとつの課題につきまして協議を重ねていただきまして、概ね協議がそろってまいりました。心から感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>さて、本日、第14回合併協議会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆さん方には大変お忙しい中出席をいただきましてありがとうございます。本日の協議会では、各種報告事項及び協議会の補正予算、小委員会の解散、市章の選定についてご審議いただき、ご決定、ご確認をいただきたいと存じますので、皆様方には慎重審議いただくとともに、会議運営にご協力くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。</p>
議長（会長 服部一）	<p>それでは、会議次第に基づき、議事を進めてまいります。</p> <p>只今の出席委員は、35名であります。那賀5町合併協議会規約第10条の規定により、過半数の委員の出席を得ておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、藤永委員より欠席の旨の連絡をいただいております。</p> <p>次に、会議次第第3「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名委員は、那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定により、議長が指名することになっておりますので、上野委員さんと丸井委員さんにお願いをいたします。</p>
宇田委員長	<p>次に、会議次第第4「議事」の報告事項に入らせていただきます。報告第36号「特別職報酬等小委員会での協議結果報告について」を委員長さんの方からよろしくお願い申し上げます。</p> <p>皆さんこんにちは。</p> <p>特別職報酬等小委員会の宇田でございます。代表して第2回並びに第3回の審議状況、結果についてご報告を申し上げたいと思います。</p> <p>第2回特別職報酬等小委員会につきましては、6月28日火曜日、粉河のふるさとセンターで委員10名全員出席のもとに行いました。</p> <p>当日の主な協議並びに決定事項につきましては3点ございまして、1点は新市の市長、助役、収入役及び教育長の給料月額と、それから市長職務執行者の給料月額について協議を行っております。</p> <p>新市の市長、助役、収入役及び教育長の給料月額については、全国平均である類似団体数値と県内の同規模の団体を比較検討いたしました結果、比較的低く設定さ</p>

議長（会長　服部　一）	<p>れている県内の同規模団体の数値が適當であると判断をいたしております。</p> <p>また、市長職務執行者の給料月額についても、先進事例を参考にし、新市の市長の給料月額を適用するということで決定をしております。</p> <p>それから、2点目は、新市の議会議員の報酬月額についてでございますが、議員の報酬月額についても類似団体数値と県内の同規模団体との比較を行いました。議員の定数と報酬額との関係、経費の削減等を総合的に検討いたしまして、類似団体数値が適當であると判断をいたしました。</p> <p>それから3点目は、新市の非常勤の特別職の報酬額についてであります、行政委員会の委員報酬額については、可能な限り算出した類似団体の平均値が適當であるでございますが、日額支払いとした固定資産評価審査委員及び公平委員の報酬額については、その他の附属機関の委員の報酬額との兼ね合いが生じてきますので、均衡を要するとして弾力的に調整をいたしております。</p> <p>以上のようなことで、第2回目の審議を終了しております。</p> <p>続きまして、第3回特別職報酬等小委員会を7月22日、やはり粉河のふるさとセンターで委員10名全員出席をして行っておりますが、第2回の協議に基づいて答申書についての検討を行っております。その結果、別紙、皆さん方のお手元にも答申書が出されていると思うんですが、それをご覧いただきまして、まず、答申をまとめるにあたりましては、特別職の給料及び報酬の額は住民にとっても関心の高い事柄であり、まず何よりも公正でかつ厳正に決定されなければならないものであるということであり、また、合併に至りました厳しい財政状況を考慮し、広い視野に立って慎重に審議をいたしました。本委員会としては新市の特別職並びに議会議員が紀の川市の付託にしっかりとこたえていただけるよう期待をして、全会一致で答申を取りまとめました。この結果、市長等の新市の給料額につきましては、市長については月額83万円、助役さんにつきましては月額70万円、収入役については月額63万円、教育長につきましても月額63万円、それから新市職務執行者につきましては、先ほど申し述べたとおり、市長と同額の83万円ということにいたしました。</p> <p>それから、議会議員の報酬でございますが、議長さんにつきましては月額46万円、副議長さんについては月額41万円、議員さんにつきましては月額37万円ということに決定を見ました。</p> <p>続きまして、行政委員会の委員の報酬額ですが、教育委員会につきましては、委員長、月額6万4千円、委員、月額5万円、それから選挙管理委員会の委員長につきましては、月額3万1千円、委員につきましては、月額2万3千円、それから農業委員会につきましては、会長、月額4万6千円、副会長月額3万6千円、委員月額3万円、それから固定資産評価審査委員会の委員長につきましては、日額7千円、委員につきましても同額の7千円、それから、監査委員につきましては、議会選出の委員につきましては、月額3万9千円、それから学識経験者につきましては月額10万5千円、公平委員会につきましては、委員長、日額8千円、委員、日額7千円ということで答申案を作成いたしまして、去る7月28日、事務局立会いのもとで上野副委員長と私が小委員会を代表して会長に答申を行っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、宇田委員長から「特別職報酬等小委員会での協議結果報告について詳しくご説明がございました。小委員会よりいただいている答申書をもとにして、町長会において十分協議をし、決定の上、次回の協議会で委員の皆様にご報告申し上げたいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。</p> <p>次に、報告第37号「紀の川市市章選定小委員会での協議結果報告について」黒田委員長より説明をお願いします。</p>
-------------	---

黒田委員長 議長（会長　服部　一） 事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>それでは、第2回の市章選定小委員会の協議結果につきましてご報告をさせていただきたいと存じます。</p> <p>会議開催の状況でございますが、平成17年7月12日の火曜日、午後1時30分から粉河ふるさとセンターで開催をいたしました。出席委員は14名、欠席委員2名でございました。</p> <p>まず、市章募集結果につきましてご報告させていただきたいと存じます。</p> <p>応募数は1,584作品にのぼりまして、内那賀5町管内は1,263作品で約8割。那賀5町を除く県内は184作品で1割強、県外は137作品で1割弱となっております。応募者の年齢層は、高校生以下で約3割となり、各町の協力を得て管内の小中学校及び高校にチラシ配布等を行った結果だと感じております。この場をお借りいたしまして心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>では、主な協議、決定、確認事項を報告させていただきます。</p> <p>まず、小委員会では、第2次選考として北村特別委員による第1次選考の報告を受けまして、選ばれた30作品から市章候補3作品を選考する方法の協議を行いました。</p> <p>協議の結果、各委員が一人3作品を選び、投票により選考することを確認をいたしました。</p> <p>なお、投票の結果が3作品を選定できない場合、第3次選考として再度投票を行い、上位より3作品を選定することも併せて確認をいたしました。また、市章候補作品については、類似調査を行い、極めて類似のものがある場合を考え、次点として2作品の選定も行うことを確認をいたしてございます。</p> <p>次に、第2次選考結果についてご報告をいたします。</p> <p>第2次選考以降は、北村特別委員の意向により、北村委員を除く出席委員13名にて投票を行いました。投票の結果、15作品に得票があり、第3次選考として3票以上を得た7作品につきまして投票を行いました。その投票の結果、市章候補作品として上位3作品及び次点作品として2作品を決定し、確認いたしましたので報告をいたします。</p> <p>なお、小委員会で選考いたしました3作品については、既に北村特別委員による登録商標及び他の市町村章との類似調査を依頼し、その結果、特に問題もないことの報告を受けておりますので、併せてご報告をいたします。</p> <p>よろしくご協議の上、紀の川市市章採用作品のご決定を承りたいと存じます。</p> <p>また、紀の川市市章選定の協議が終了となった場合は、私ども小委員会の任務はすべて終了することになりますので、本日をもって解散させていただくとともに、併せてご審議を承りたいと存じます。議長によろしくひとつ取り計らいの上、お願ひを申し上げまして、私のご報告を終わります。ありがとうございました。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、黒田委員長から紀の川市市章選定小委員会での協議結果についてのご報告がございましたが、この報告の中でこの後提案させていただきます協議第53号「紀の川市市章選定について」ご審議、ご確認をいただければ、小委員会の任を解いていただきたいというご提案がございましたが、この提案につきましては後ほど皆様方にご審議いただくといたしまして、まず、協議結果報告について何かご意見ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、次に進ませていただきます。</p> <p>次に、報告第38号「紀の川市指定金融機関の決定について」報告をお願いします。</p> <p>会議資料の4ページをお開きください。</p> <p>新市の指定金融機関につきましては、5町の収入役・副収入役・出納室長のヒアリング結果をもとにいたしまして、5町の町長・収入役協議の上、紀の里農業共同</p>
--	--

議長（会長　服部一） 事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>組合にお願いすることに決定しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>次に、報告第39号「各調整項目の報告について」事務局から説明してください。</p> <p>報告第39号「各調整項目の報告について」別添資料をご覧ください。</p> <p>合併協議会で確認されました各種事務事業の調整内容に基づき、調整方針の中で合併時までに調整するとした項目のうち、調整が整っております項目についてご報告をいたします。</p> <p>まず、2ページをご覧いただきたいと存じます。</p> <p>「事務組織及び機構について」でございますが、「部」につきましては、議会事務局、教育委員会を含めまして11の部、地域振興部の所管の中に打田分室、粉河支所、那賀支所、桃山支所、貴志川支所の1分室、4支所が配置されます。</p> <p>「課」につきましては、鞆湧出張所・京奈和事務所を含めまして59課となりました。</p> <p>次の3ページから7ページまでは、各課、各係がそれぞれ担当する主な事務の内容を事務分掌表としてまとめております。</p> <p>支所の所掌事務につきましても、大まかに担当する内容を記載しておりますが、一つの事務を本庁と支所とで分担することになりますので、今後、さらに本庁、支所間で細かい調整が必要になってくると考えております。</p> <p>また、この内容に沿った形で10月初旬、住民向けに「くらしのガイドブック」的な市役所の事務内容をわかりやすくまとめた冊子を各戸に配布する予定となってございます。</p> <p>次に、8ページをご覧ください。</p> <p>「条例規則の取扱について」は、協議会で確認されました事務事業の調整内容に基づき、例規の調整を行った結果、総件数1,198件の内、統合した例規が135件、廃止した例規が198件であり、新市において制定される例規は865件であります。</p> <p>内訳といしましては、即時制定施行が812件、暫定的に施行するものが7件、合併後逐次制定し、施行するものが46件となりました。</p> <p>次に、9ページをお開きください。</p> <p>「公共的団体の取扱いについて」は、調整結果として対象団体は146団体で、その内独自の団体として存続する団体が36団体、統合する団体が68団体、廃止または解散する団体は40団体、その他2団体となりました。</p> <p>なお、それぞれの団体の調整結果については、9ページから16ページに掲載しておりますのでご覧おきいただきたいと存じます。</p> <p>続きまして、17ページから20ページの「上水道、簡易水道及び飲料水供給施設事業の取扱いについて」は、それぞれ共通調整方針として、「各種手数料、受益者負担金、検針業務及び徴収方法については、合併時に統一する。」としております。調整結果として各種手数料は、ページ右側の現在の調整状況のとおりとなっておりますので、ご覧おきください。</p> <p>また、住宅等開発行為による受益者負担については、1平方メートル当たり1,050円、検針月については毎月検針に統一をしております。</p> <p>次に、21ページをお開きください。</p> <p>「防災関係事業の取扱いについて」のうち、(1) 防災会議の統合については、名称を「紀の川市防災会議」とし、市長が会長となり、関係行政機関からの30名以内の委員をもって組織をいたします。</p> <p>22ページの防災行政無線については、打田の本庁舎に統合操作卓を配置し、有線によるリモートコントロール操作で各支所に設置されている既設の操作卓を起動</p>
--	--

し、操作することとなります。

なお、放送時間、放送内容については、現在調整中であります。

次に、23ページをご覧ください。

「健康づくり事業の取扱い」のうち、基本検診及びガン検診については、平成17年度は現行のとおりといたします。

18年度につきましては、基本検診の検査項目を8項目とし、集団検診及び個別検診を無料といたします。なお、ガン検診の個別検診については、2,000円の負担といたします。

結核検診については、協議会での確認時においては、対象年齢を16歳以上としておりましたが、その後、17年の4月1日に結核予防法が改正されたことにより、対象年齢を65歳以上に変更をいたしました。

乳幼児検診については、対象者を4ヵ月児、7ヵ月児、1歳8ヵ月児、3歳8ヵ月児とし、実施時期・場所・回数については現在調整をしております。

次に、24ページをご覧ください。

「環境衛生関係事業の取扱い」のうち、③のごみの分別収集については、住民への周知期間を考慮し、平成18年10月1日から調整方針による分別収集を実施いたします。なお、古紙については、市の独自収集と委託収集を併用いたします。

指定ごみ袋については、合併時からの有料化を原則とし、家庭用の燃えるごみ袋及び資源ごみの専用袋を大10枚入り・小14枚入りを各150円、瀬戸物用を100円とし、11月7日から販売をいたします。

なお、家庭用の燃えるごみ専用袋については、負担増を緩和するため、平成21年3月31日までは100円としております。

25ページの「靈柩車貸与事業」の使用料については、現行のとおりとしております。

次に、26ページをご覧ください。

「農林業振興関係事業の取扱い」のうち、(2)の農業振興地域整備促進協議会については、名称を「紀の川市農業振興地域整備促進協議会」とし、23名以内の委員をもって組織をいたします。

(5) 農業経営管理合理化推進事業補助金については、27ページをご覧ください。

補助対象は、農業情報等活用のためのパソコン機器又はソフト購入及び農業経営改善計画達成に必要な大型農機具の購入とし、補助金の額については記載のとおりとしております。

(9) 有害獣被害防止対策事業については、補助対象は資材等の購入費用等で、補助率は経費の2分の1以内、限度額を10万円といたします。

次に、28ページをご覧ください。

都市計画事業の取扱いのうち、(4) 都市計画審議会については、名称を「紀の川市都市計画審議会」とし、委員構成は記載のとおりといたします。

(6) の土砂等による埋め立て許可については、適用範囲の事業区域面積を1,000平方メートルに統一をいたします。

続いて29ページをお開きください。

「建設関係事業の取扱い」のうち、(1) 町道路線の認定については、現在認定している道路は、すべて市道として移行をいたします。また、今後、新市において新たに市道に認定する基準として、現在の調整状況の欄に記載のとおり、幅員以下の条件を満たせば認定することといたします。

なお、市道の種類としては、一級市道・二級市道・その他の市道の3種類に区分をいたします。

(8) の生活環境施設整備補助金については、名称を「紀の川市道路整備等補助

議長（会長　服部　一）	<p>金」とし、補助対象は、市道以外の道路とし、補助率については、工事費10万円以上2分の1といたします。新市の「成人の日」の記念式典については、平成18年1月8日日曜日、午前10時から粉河ふるさとセンターにおいて開催をいたします。</p> <p>次に、30ページの「社会教育関係の取扱い」のうち、(5)の成人式及び60の集い事業についてであります。新市の「成人の日」の記念式典については、平成18年1月8日日曜日、午前10時から粉河ふるさとセンターにおいて開催をいたします。</p> <p>(6) 公民館事業については、平成17年度は現行のとおり実施し、18年度は新市において調整をいたします。なお、公民館の位置付けとして31ページに記載のとおり、貴志川町に中央公民館を、地区公民館を旧町単位に、また現況の地区公民館を分館として配置することとしております。</p> <p>32ページ、文化協会については、名称を「紀の川市文化協会」とし、旧町単位に支部組織を置くこととしております。</p> <p>続きまして、33ページ、「社会体育関係の取扱い」のうち、(3)体育協会については統合し、加入団体29団体で「紀の川市体育協会」を組織いたします。</p> <p>(4) のスポーツ少年団についても統合し、10種目53団体を「紀の川市スポーツ少年団」とし、組織として「紀の川市スポーツ少年団本部」「スポーツ少年団指導者協議会」を設置いたします。</p> <p>(5) の体育施設については、資料のとおりそれぞれ使用時間を統一いたします。申請については、打田生涯学習センター、粉河ふるさとセンター、那賀総合センター、桃山会館及び教育委員会の本庁になる貴志川生涯スポーツ課において行うこととしております。また、施設の利用状況がどこでも確認できる「施設予約システム」を導入し、利用者の利便を図ります。</p> <p>次に、36ページ「人権施策の取扱い」のうち、(4)人権教育・啓発を進めるための組織については、「紀の川市人権委員会」を設置し、各支部委員170名の中から代議員30名をもって組織をいたします。</p> <p>37ページの差別事象処理組織については、「紀の川市人権問題処理委員会」を設置いたします。</p> <p>また、38ページ「窓口業務の取扱い」のうち、(3)休日の対応については、本庁及び支所に各2名の日直員を配置いたします。</p> <p>(4) 夜間の対応については、本庁には警備員を配置し、各支所は機械警備といたします。</p> <p>次に、40ページをご覧ください。</p> <p>「社会福祉協議会の取扱い」のうち、(2)委託事業については、生活管理指導員派遣事業ほか8事業といたします。</p> <p>以上で、協議会へ提案させていただいた項目のうち、調整が整った項目についての報告を終わります。</p> <p>はい、長になりましたけれども、事務局からの説明が終わりました。</p> <p>この件に関して何かご意見等ございませんか。</p> <p>ないようございますので、次に進ませていただきます。</p> <p>次に、(2)の協議事項に入らせていただきます。</p> <p>議案第22号「平成17年度那賀5町合併協議会補正予算（第1号）について」議題として事務局から説明願います。</p> <p>議案第22号「平成17年度那賀5町合併協議会補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。</p> <p>会議資料の7ページをお開きください。</p>
事務局（局長 奥谷敏夫）	

	<p>歳入歳出予算の総額にそれぞれ 51, 295 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 136, 815 千円としております。</p> <p>会議資料 9 ページ、10 ページをご覧いただきたいと存じます。</p> <p>歳入につきましては、合併協議会負担金として 5 町より 10, 100 千円ずつの 50, 500 千円を増額しております。また、平成 16 年度からの繰越金として 795 千円を増額しております。</p> <p>次に、主な歳出予算については、1 款運営費 2 項事務費 11 節需用費では、暫定予算書の作成等で 1, 153 千円を増額し、19 節負担金補助及び交付金では合併に伴う準備経費として各町にそれぞれ交付するものとし、17, 500 千円を増額しております。</p> <p>2 款事業費 1 項事業推進費 1 目事業推進費では、業者に委託すべく考えておりました市章の類似調査、デザインのシステム化の費用として計上しておりました 13 節委託料で 2, 000 千円を減額し、8 節報償費での費用として 300 千円計上しております。</p> <p>2 目開庁準備費では、道路上の施設案内看板の変更については、新市で行うこととしたため、4, 000 千円を減額し、今回、新市発足までに取替えが必要であると考えられる施設表示看板の取替え費用として 18, 000 千円、移転引越し業務として 19, 000 千円それぞれ計上させていただいております。</p> <p>以上で、議案第 22 号「平成 17 年度那賀 5 町合併協議会補正予算（第 1 号）について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局から補正予算の説明がございました。</p> <p>この件に関して、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>ないようありますので、お諮りします。</p> <p>議案第 22 号「平成 17 年度那賀 5 町合併協議会補正予算（第 1 号）について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">（「異議なし。」の声あり。）</p>
議長（会長 服部一）	<p>はい、異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 22 号は原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、協議第 52 号「特別職報酬等小委員会の解散について」議題として事務局から説明願います。</p> <p>会議資料の 11 ページをお開きください。</p> <p>特別職報酬等小委員会につきましては、5 月 18 日に会長から特別職の給料及び報酬の額について諮問を受け、本日の報告事項にもございましたとおり、取りまとめた答申書を去る 7 月 28 日に委員長、副委員長より会長に手渡されました。このことにより、会長から付託されました小委員会としての任務を終了しておりますので、本日をもって解散するというものであります。以上でございます。</p> <p>事務局から小委員会の解散についての説明がございました。</p> <p>この件に関してご意見、ご質問ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">（「異議なし。」の声あり。）</p>
議長（会長 服部一）	<p>異議ないようでございます。</p> <p>協議第 52 号の「特別職報酬等小委員会の解散について」は、異議なしと認めます。</p> <p>よって、協議第 52 号は、原案のとおり確認されました。</p> <p>ここで、ご苦労いただきました宇田委員長さんよりご挨拶をお願いします。</p> <p>「特別職報酬等小委員会」を本日をもって解散を認めていただきました。私ども各町 2 名の委員 10 名で皆さん方のご推薦を受けて 3 回にわたる審議会を行いました、本日ご報告したとおりでございますが、一言解散に当たりまして、委員会を代表して皆さん方にお礼を申し述べたいと思います。</p>
宇田委員長	

	<p>私ども小委員会に付託されました特別職の給料及び報酬の額につきましては、住民の皆様にとりましても大変関心の深い事柄でございます。小委員会といたしましては、那賀5町が合併に至った厳しい財政状況を考慮に入れ、また、合併によって山積する課題に取り組まなければならない特別職並びに議員の皆様方の重要性をも十分に認識し、慎重審議を重ね、答申書を取りまとめることができました。</p> <p>小委員会といたしまして、この重責を果たすことができましたこと、委員長として改めて皆様方に深くお礼を申し上げたい次第でございます。本当にありがとうございました。</p>
議長（会長　服部一）	<p style="text-align: right;">(拍手)</p> <p>ただいま、宇田委員長より丁重なるご挨拶をいただきました。宇田委員長初め委員の皆様には協議調整をするに当たり、大変なご苦労をいただきましたことに心から厚くお礼を申し上げたいと思います。皆さんとともにお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。</p> <p>それでは、次に進ませていただきます。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>協議第53号「紀の川市市章選定について」事務局より説明願います。</p> <p>協議第53号「紀の川市市章選定について」ご説明を申し上げます。</p> <p>市章の選定については、3月30日の第12回協議会において小委員会を設置していただき、そして多くの人に応募していただき、その後、専門的見地からの第1次選考、また、小委員会委員による第2次選考を経て類似調査も終えた上、前に掲示しております3作品を新市の市章候補として提案させていただいております。</p> <p>この3作品について、委員の皆様方で十分ご協議をいただき、新市の市章となる作品をご決定いただきたいと存じます。</p>
議長（会長　服部一）	<p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局より「市章選定について」の説明がございました。</p> <p>この3点の中から選定する方法について、いかがいたしましょうか。</p> <p>どうでございます。いい選定方法。選定方法を私の方から言わせていただいていいですか。</p>
福原委員	<p>桃山の福原でございます。</p> <p>紀の川市ということで名前を受けて、この委員会では投票したという例がございます。この市章についてもここで投票したらどうでございますか。皆のやっぱり考え方をある程度反映できるんじゃないかとかよう思いますが、それでも、一応案として何かの案があるかもわかりませんけれども、私、できたら投票が一番いいのではないかとかように思っております。</p>
議長（会長　服部一） 宇田委員	<p>他にございませんか。投票することでよろしゅうございますか。</p> <p>では、はい、どうぞ。</p> <p>この、今、3つそこへ大きく載せていただいていますが、前持っていた資料を見ますと、その1番の下に紀の川市、それから元気で安心、自然の中で交流の輪が広がる文化創造都市というのが書かれているんですが、そっちではないんですが、正式にするときには、その図案だけですか。</p>
事務局（総務課長補佐　今城崇光）	<p>事務局の方からお答えさせていただきます。</p> <p>皆様のお手元にお配りさせていただきました3案の資料につきましては、原案をそのまま送付させていただきました。お手元にお配りしております作品の書いてございます「紀の川市」、それから「元気で安心、自然の中で交流の輪が広がる文化創造都市」につきましては、一応ロゴマークということで、特に市章の図案に関係ございませんので、皆さんの前に掲示させていただきました図案の方でご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長　服部一）	<p>そういうことでございます。</p>

松浦委員	<p>貴志川の松浦です。 図案はわかったんですが、下の地の色というんですか、下の色。今、白でしょう。それでもう白一色で通すのか、あるいはバッジにしたとき、下にどういう色をもつてくるのか、それによってこの市章のイメージが相当変わってくると思いますので、その辺はどのようなご審議をいただいたんかお願いをしたいと思います。</p>
議長（会長 服部 一） 事務局（総務課長補佐 今城崇光）	<p>下地の色はどうしますか。 事務局の方から説明させていただきます。 募集に際して、地色を含めまして3色ということで応募をいただきました。それでこの3作品につきましては、地色を白ということで応募をしていただいておりますので、この前に提示しております3作品につきましてはボードを白、それから作品の方は2色で描かれているということになります。</p>
議長（会長 服部 一） 東委員	<p>ということでございます。 他に。 那賀町の東です。</p>
議長（会長 服部 一） 事務局（総務課長補佐 今城崇光）	<p>それぞれの図案の趣旨が書かれているわけですけれども、これはもちろん応募者が書いてきた文章なんだろうと思いますけれども、ちょっとわからんところがあるんですけども。</p>
	<p>作品番号2番の下の線と言いますか、棒状のものが書かれていますね。これは何か表しているのかなというそういう説明はなかったですか。</p>
	<p>それから、3番目のこの色分けなんですけれども、これは字を含めて3色ということですね。この左下だけが緑になっているんですかね。そこだけですね。ちょっとわかりにくいんですけどもね。これも何か意味ここに書いてあるのかな。ちょっとその辺、わかってないんで説明してくださいよ。</p>
	<p>事務局、ちょっとここへ来てわかりやすいよう説明して。 すみません。</p>
	<p>一応、応募者からいただいております趣旨のままですけれども、こちらの方については作品に最初からついておりましたので、当然そのまま載せさせていただいております。この趣旨の中から、文面からは特にこれは何を表しているというのは、すみませんが、事務局の方でも特に理解は。</p>
	<p>すみません。言葉のそのままの。申し訳ないです。ちょっと違う図案を見ていましたので。恵みの大地ということで表しておりますので、その言葉のままになると思います。</p>
	<p>それから、この3番の作品につきましては、この3カ所につきましては、水色のような色になりまして、当然この作品の方、送っていただいた作品と若干色合いが変わるかもわかりませんが、薄いグリーンということで、この部分だけが1色違うようになっておりますのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>これはもう色を変えるとかそんなことはできやんやろう。</p> <p>一応、応募の要領の中では、作品の使途において1色で使う場合もありますよということでおたわせていただいております。ですから、選んでいただく段階では、応募者の作品、このままの色で皆さんでご協議いただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p>

光) 松浦委員 議長（会長 服部一） 事務局（総務課長補佐 今城崇光） 河上委員 事務局（総務課長補佐 今城崇光） 議長（会長 服部一） 榎本委員	<p>小委員会の方で選定していただきました3作品、これに皆さんにこの場でお諮りいたします段階でわかりやすいように事務局の方でそのときに選んでいただいた受付番号の若い順に1番、2番、3番とさせていただいております。以上です。</p> <p>貴志川の松浦です。</p> <p>今の説明を聞いてよけいわからんようになってきたんけどね。先ほどの質問で下地は白と、白ということになると、そもそもの各種のこの何を使うと。くなってくると、書類どころじゃなし、封筒、入れるとすれば白の封筒を使わないかん。そしてそれぞれ適当でしてくれたらいいんやということになると、ここで選ぶのがその形だけを選ぶというようなことになると。仮にその3を例にして、3の緑の封筒を使うとなってきたら、これは緑の中に緑があって何が何やらわかりませんというようなことにもなりますので、ここで投票するとすれば、この形だけを選ぶのか、色も含めて選ぶのか大変微妙になってきますので、その点、明確にしていただきたい。このように思います。</p> <p>はい、いい質問だと思います。事務局どうですか。</p> <p>ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。</p> <p>先ほど、地色を含めて云々という話をさせていただきました。こちらで選んでいただきますと、それからその後、今、ご質問にありましたように単色で使用させていただこうともございます。それにつきましては、選んでいただいた作品についてそれぞれデータ化を行いまして、どのような素材に対してはどのような色で表現させていただくということをデータ化させていただきます。よって、マニュアル化によってそのようなことを後日行なっていきますので、単色で使う場合ということだけご理解いただきたいと思います。</p> <p>同じような意見なんですけれども、今、単色基調、色の方が単色もありうるというふうに聞いたんですけども、逆になぜ3色なのかなど。3色にとどめたのかなと。逆に感性が出にくいんじゃないかなという気がしているんですけども。</p> <p>例えば形状なんかも、例えば1番も3つほどすべて離れていましたし、2番も3番も離れているんですけども、例えばバッジなんかを作成する場合はもう台は真四角にするんやとかそこら辺はもう決定されているかどうかとか、いろいろな問題は先ほど封筒の問題とか色を単色にした場合の問題とかは。単色の封筒の場合は色を濃くすればコントラストは出ると思うんですけども、非常に難しい問題が多々あるんじゃないかなという気がしていますので、その辺はどんなふうに。ですから、形状も若干真ん中を引っ付ける台を形状は若干変更してもいいんかとか、また、これを単色であればデザインを描いてくれた人にまた返して、色を出していただくであるとか、そこら辺はもう少し若干考えないといけないんじゃないかなという気がしますけども。</p> <p>ただいまのご質問の色の数等のことですけれども、その点につきましては、4月12日開催の小委員会において、市章が決った段階で多種多様な使い方はあると思います。それを後ほどマニュアル化するということで、その段階で応募要領の中で地色を含めた3色以内ということでご確認をいただき、それで5月の協議会の方でその応募要領についてのご確認をいただきましたので、その内容で応募、それから選考をさせていただきました。以上です。</p> <p>そういうことでよろしくございますか。</p> <p>そういうことになりますと、まず形で。</p> <p>すみません。小委員会に出向させていただいておりますけれども、私の意見をちょっと聞いて欲しいなと思います。</p> <p>まず、私個人なんですけれども、下地が白というのは無地というふうな考え方をさせていただきました。どの色でも茶色の封筒でも緑色の封筒でもあればええなど</p>
--	---

	<p>いう形で。だから、本人、作者から意思表示がないというふうな判断をさせていただきました。作品の中にむしろ黄色で統一されていた方もおられますし、文字を丸く囲んでいただいた方にはそれが丸い意思があるんだというふうな形で、私が選んだ中ではこのデザインはこの見たままのデザインだというふうに受け取らせて選ばさせていただきました。</p> <p>他、1,500以上の作品の中には、バックの色をちゃんと指定された作者の方もおられますし、作者の意図があつての場合であると思うんです。それを下地が白というのは白の紙で書いてこられたから白なんだという形で、その人は別に下が白でなかつたらあかんという意思表示ともとれるし、下は別に何色でも構いませんよという意思表示とも取れましたので、私の選考基準はそうでした。以上です。</p> <p>他にどうですか。</p> <p>選定方法については投票という意見が出ているんですけども、その投票するについてこの形で行くのか、変えてもいいのかという意見が出ているんですけども、最終統一してどないして選定するのかというのを決めたいと思いますので、他にご意見ございませんか。</p> <p>選び方については、他に意見がないようですので、選定の仕方については、今、投票という意見が出ているんですけども、他にございませんか。</p> <p>投票しますか。</p> <p>では、そういうことで、形についてはこの3色ということを前提にして、この形でひとつ投票によって決定をしたいと思います。そして、最高得票を獲得した作品について新市の市章と決定をさせていただきます。委員さんに1作品を選定をしていただきたいとこのように思います。</p> <p>では、投票することに決定してよろしくございます。</p> <p>(「異議なし。」の声あり。)</p>
議長（会長　服部　一）	<p>では、投票によって決定することに決定しました。</p> <p>では、事務局より投票用紙を配布してください。</p> <p>なお、投票については、記載されている3つの作品の中からいずれか1つを選んでいただいて、その上に丸をつけてください。印をつけて終わりますと、事務局がそれぞれ投票箱を持って回りますので、そのときに投票してください。</p> <p>(投 票)</p>
議長（会長　服部　一）	<p>では、順序よく投票をしていただきたいと思います。</p> <p>事務局、配ってください。</p> <p>投票箱を改めます。</p> <p>私の、投票しておいてください。</p> <p>投票漏れはございませんか。仲介人は要りませんのですか。</p> <p>はい、それでは 開票結果を発表させていただきます。</p> <p>1番目6票、2番目9票、3番目20票、総数35票。3番目の市章に決定をいたしました。</p> <p>(拍 手)</p>
議長（会長　服部　一）	<p>作者は神戸市杜田利香様、この作品を採用することになりました。ありがとうございました。</p> <p>めでたく新市の市章が決定をいたしました。</p> <p>そういうことで、小委員会の任務がすべて終了いたしました。</p> <p>先ほどの報告第37号の中で、黒田委員長より提案がございました「市章の選定がご確認いただければ小委員会の解散をしたいとのことについてご審議いただいたと思います。</p> <p>小委員会を解散することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

議長（会長　服部　一）	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「紀の川市市章選定小委員会」は、本日をもってすべての任務を終了し、解散することが確認されました。</p>
黒田委員長	<p>それでは、小委員会を代表して黒田委員長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>ただいま、議長の方からお時間をいただきましたので、委員会を代表させていただきまして、一言お礼を申し上げたいと存じます。</p>
議長（会長　服部　一）	<p>紀の川市の市章作品の選考につきまして、小委員会より提案させていただきました候補3作品より、委員皆様方のご協議によりまして採用作品をご確認いただきました。</p>
議長（会長　服部　一）	<p>ご確認をいただきましたことにより、紀の川市の市章選定小委員会の任務がすべて終了となり、小委員会解散につきましてもただいまご理解をいただき、併せて厚くお礼を申し上げます。</p>
議長（会長　服部　一）	<p>本委員会といたしまして、市章の応募に関して5町のみならず県内外からも多数お寄せいただき、改めて紀の川市への期待や関心の高さを実感いたしております。この間、協議会委員の皆様方には非常に建設的なご意見や熱心な議論はもちろんのこと、多大なるご尽力を賜り、心から厚くお礼を申し上げるとともに、本日、確認されました市章が紀の川市発展に向けたシンボルとして幅広く活用されることをご祈念申し上げ、はなはだ簡単でございますがお礼の言葉といたします。</p>
議長（会長　服部　一）	<p>どうも皆さんありがとうございます。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>（拍手）</p> <p>ただいま、黒田委員長より小委員会を解散するにあたり、丁重なご挨拶をいただきました。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>黒田委員長初め、委員会の皆様方には重要かつ困難な項目を調整するにあたり、大変なご苦労をいただき、めでたくその役割を成し遂げていただいたことに皆さんとともに心からお礼申し上げたいと思います。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>本当にありがとうございました。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>次に、協議第54号「那賀5町合併協議会の廃止について」を議題として、事務局より説明願います。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>会議資料13ページをお開きください。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>那賀5町合併協議会は、平成16年2月25日、5町の議会の議決により設置され、本日までに14回の協議会が開催され、多岐にわたり合併に向けた積極的な協議がなされてまいりました。委員の皆様方のご理解、ご協力のもと、本日の市章の選定が確認されたことにより、若干の報告事項を残し、合併協議が終了いたしました。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>これにより、那賀5町合併協議会といたしましては、平成17年11月6日、合併の日の前日をもって解散させていただくことになりますが、5町の9月議会に協議会の廃止議案を提案させていただくことに先立ち、委員の皆様方にご理解をいただきたくご提案申し上げます。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>以上でございます。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>事務局から、協議会の廃止についての説明が終わりました。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>この件について、ご意見、ご質問ございませんか。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>ないようでございます。</p>
事務局（局長　奥谷敏夫）	<p>協議第54号「那賀5町合併協議会の廃止について」異議なしと認めます。</p>

議長（会長　服部　一）	<p>以上でございます。</p> <p>次回は、第15回合併協議会、10月13日本曜日、午後1時30分より粉河ふるさとセンターの小ホールにおいて開催させていただきます。お忙しい中でありますけれども、万障繩り合わせ、全員ご出席方よろしくお願ひ申し上げたいと思います。</p>
事務局（総務課長　石脇順治）	<p>次に、会議次第6「その他」ということで、委員の皆様方、また、事務局から何かご意見ございませんか。</p>
議長（会長　服部　一）	<p>それでは、事務局から2点ほどお願ひしたい件がありまして、お話させていただきます。</p> <p>先ほど、市章選定小委員会が結果報告をして、市章の最終候補作品を決めていただきましたけれども、先に委員長名でお配りしました事務連絡で、来る9月3日土曜日と9月4日、場所は桃山会館でございますが、3日は午前9時から午後5時まで、4日は午前9時から午後4時まで、応募していただいた方の全作品を一般公開させていただく準備をしてございますので、お時間の許されます方は、是非来ていただきたいと思います。</p>
大森副会長	<p>それから2点目でございますが、先ほどお決めいただいた最優秀作品の社多様のご都合等をご確認して、ご本人がご出席していただける場合は、今、決めていただきました10月13日の第15回協議会の開催前に表彰式を事務局で計画いたしたいと存じますので、その点ご理解とご協力をよろしくお願ひします。</p>
議長（会長　服部　一）	<p>以上です。</p> <p>事務局から報告がございましたけれども、委員の皆さんでその他で何かございませんか。</p>
議長（会長　服部　一）	<p>ないようでございますので、これをもちまして第14回合併協議会を閉会させていただきます。</p>
大森副会長	<p>閉会にあたりまして、大森副会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長（会長　服部　一）	<p>本日は、大変お忙しい中、第14回那賀5町合併協議会にご出席をいただきまして、そして市章決定をいただきましたことを本当にありがとうございました。</p>
大森副会長	<p>実質、今日は最後の協議会であると思います。10月の13日に予定されています協議会には全員の皆様方のご出席をお願いを申し上げる次第でございます。</p>
議長（会長　服部　一）	<p>本日は、本当にご苦労さまでございます。</p>
	<p>(拍手)</p>
	<p>これで、すべて終了いたしました。皆さん方には慎重なるご審議をいただきまして本当にありがとうございました。次回もよろしくお願ひ申し上げます。</p>

那賀 5 町合併協議会会議運営規程第 8 条の規定に基づき、ここに署名する。

那賀 5 町合併協議会 会長

同 署名委員

同 署名委員